るため。

e)　第二地域のプランに掲げる偏波とは異なる偏波を使用するため。

1.2　暫定的なフィーダリンクシステムについて

a)　第二地域のフィーダリンクプランに記載の等価等方輻射電力（e.i.r.p.）より任意の方向において増加した電力を使用するため。

b)　プランの附属書に掲げる変調特性１とは異なり、結果として有害な混信を生ずる可能性を増加させる、又は割当ての周波数帯幅より広い変調特性を使用するため。

c)　第二地域のフィーダリンクプランに対応する軌道位置の１つから公称照準点を置き換えること、長軸若しくは短軸を増加させること又はそれらの軸を回転させることによりフィーダリンクの照射区域を変更するため。

d)　第二地域のフィーダリンクプランに対応する軌道位置の１つに関する第二地域のフィーダリンクプランに掲げるフィーダリンクの照射区域又は第二地域のフィーダリンクプランに掲げる２つ以上のフィーダリンクの照射区域をカバーするフィーダリンクの照射区域を使用するため。

e)　第二地域のフィーダリンクプランに記載の偏波とは異なる偏波を使用するため。

2　いかなる場合においても、暫定システムは、第二地域のプランの割当てに適切に対応しなければならない。暫定システムで使用される割当ての数は、いかなる場合にも、使用が延期されている第二地域のプランに記載の割当ての数を超えてはならない。暫定システムを使用している間、第二地域に対応する割当ての使用は延期されるものとし、暫定システムの使用が停止される前に、これらの割当ての使用を開始してはならない。ただし、他の主管庁が第二地域のプランを変更するために、又は第一地域及び第三地域のリストに新規若しくは変更の割当てを編入するために、付録第30号の第４条又は付録第30A号の第４条の手続を適宜適用する又は暫定システムを使用開始するためにこの附属書の手続を適用する場合には、主管庁の暫定システムの割当てではなく、保留されている割当てが考慮されなければならない。付録第30号の第６条若しくは第７条の手続又は付録第30A号の第６条若しくは第７条の手続を適用するに当たり、暫定システムの割当ては考慮されない。

3　上記の第２項の具体的な結果として、第二地域の暫定システムの割当ては、§４a)項に定める期限内に割当変更手続が完了して割当てが使用可能になっている場合であっても、適宜付録第30号の第４条又は付録第30A号の第４条の手続の適用が成功した第一地域及び第三地域のリストに記載されている新規又は変更の割当てから保護されず、また、これらの割当てに対して有害な混信を及ぼしてはならない。

4　主管庁が第１項の規定に基づき割当てを使用することを提案する場合には、使用開始日の８年前よりも遅く、なるべく２年前よりも早く、付録第４号に掲げる情報を無線通信局に通知する。使用開始日までに使用が開始されない場合には、割当ては無効となる。また、主管庁は、以下の事項を記載しなければならない。

a)　暫定の割当てを使用することを予定している最大限の特定期間

b)　対応する暫定の割当てが使用される間、その使用が保留される第二地域のプランにおける割当て

c)　暫定の割当ての使用のために同意が得られた主管庁名のほか、同意された使用期間に関する必要な意見及び合意がまだ得られていない主管庁名

5　主管庁は、次の場合において影響を受けるとみなされる。

5.1　放送衛星業務における暫定的なシステムについて

a)　第二地域の主管庁は、付録第30号の第５附属書の規定に基づいて計算した第二地域のプランに掲げる当該主管庁の割当ての１つの総合等価保護マージンが、暫定システム使用の最大限の特定期間における全ての暫定の使用の累積効果を含み、対応する保留の割当て（第４の b)項）を除いて負となる場合又は既に負となった値がより大きい負の値となる場合に影響を受けるとみなされる。

b)　第一地域又は第三地域の主管庁は、付録第30号に記載の第一地域及び第三地域のプラン若しくはリストに適合する割当て又は同付録の第４条の規定に基づいて無線通信局により受領された提案された新規若しくは変更の割当てに関して、その必要周波数帯幅が提案された暫定割当ての必要周波数帯幅の中にあり、かつ、付録第30号の第１附属書の第３項の規定の適当な制限値を超える場合に、影響を受けるとみなされる。

c)　第一地域又は第三地域の主管庁は、その固定衛星業務の周波数割当てであって、登録原簿に記録されている場合、第9.7号若しくは付録第30号の第７条の規定に基づき調整され若しくは調整されつつある場合又は第9.2B号の規定に基づいて公表され、かつ、付録第30号の第１附属書の第６項に規定される適当な制限値を超える場合に、影響を受けるとみなされる。

d)　第一地域又は第三地域の主管庁は、関係するチャネルにおいて第一地域及び第三地域のプラン又はリストの適当な周波数割当てを有していないにもかかわらず、その領域において、提案された暫定割当ての結果、付録第30号の第１附属書の第４項に定める制限値を超える電力束密度の値を受ける場合又は関連する業務区域が当該主管庁の領域全体をカバーしていない割当てを有し、その業務区域外の領域において、暫定システムの宇宙局からの電力束密度が上記の制限値を超える場合に、影響を受けるとみなされる。

e)　第二地域の主管庁は、関係するチャネルにおいて第二地域のプランの適当な周波数割当てを有していないにもかかわらず、その領域において、提案された暫定割当ての結果、付録第30号の第１附属書の第４項に定める制限値を超える電力束密度の値を受ける場合又は関連する業務区域がその主管庁の領域全体をカバーしていない割当てを有し、その業務区域外の領域において暫定システムの宇宙局からの電力束密度が上記の制限値を超える場合に、影響を受けるとみなされる。

f)　第三地域の主管庁は、当該主管庁が12.5-12.7GHzの周波数帯における放送衛星業務の宇宙局に対する周波数割当てを有し、その必要周波数帯幅の一部が提案された割当ての必要周波数帯幅の中にあり、その割当てが次のようになる場合であって、かつ、付録第30号の第１附属書の第３項に定める制限値を超える場合に影響を受けるとみなされる。

－　登録原簿に登録されていること。

－　適宜決議第33（WRC-15、改）を参照し、決議第33（WRC-15、改）の第A節及び第B節の規定又は第９条から第14条までの規定に基づき調整されていること又は調整されつつあること。

－　将来の無線通信会議の最終文書に基づいて後に導入される可能性がある変更を考慮して、将来の無線通信会議において採択される第三地域のプランに記載されていること。

5.2　暫定的なフィーダリンクシステムについて

a)　第二地域の主管庁は、付録第30A号の第３附属書の規定に基づいて計算した第二地域のプランに掲げる当該主管庁の割当ての１つの総合等価保護マージンが、暫定システム使用の最大限の特定期間における全ての暫定の使用の累積効果を含み、対応する保留の割当て（第４の b)項）を除いて負となる場合又は既に負となった値がより大きい負の値となる場合に、影響を受けると考えられる。

b)　第一地域又は第三地域の主管庁は、その主管庁が固定衛星業務のフィーダリンク（地球対宇宙）に対する割当てを有し、第一地域及び第三地域のフィーダリンクプラン又はリストに適合する割当て又は付録第30A号の第４条の規定に基づいて無線通信局により受領されたリストにおける提案された新規若しくは変更の割当てに関して、その必要周波数帯幅の一部が提案された割当ての必要周波数帯幅の中にあり、かつ、付録第30A号の第１附属書の第５項に掲げる制限値を超えている場合に、影響を受けると考えられる。

6　無線通信局は、第４項の規定に基づき受領した情報及び第５項の規定を適用して無線通信